

津奈木町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳 人口 (平成27年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 25年度の 人件費率
26年度	5,006人	千円 2,875,460	千円 164,770	千円 645,640	% 22.4	% 20.6

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

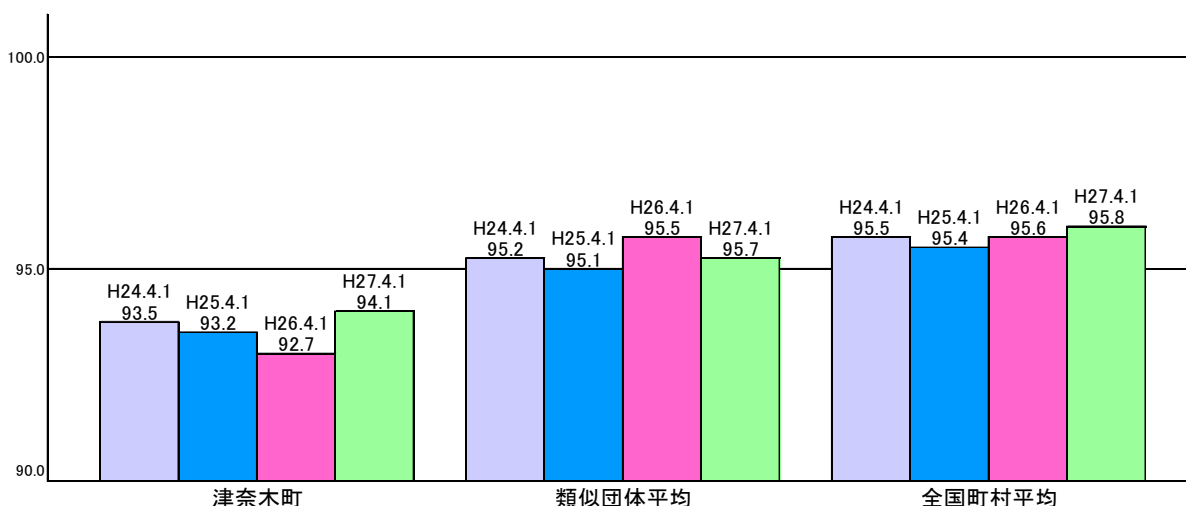
区 分	職員数 (A)	給 与 費				(参考)一人当 たり給与費 (B/A)	(参考)平成2 5年度平均一 人当たり給 与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)		
26年度	59人	千円 207,541	千円 30,800	千円 77,763	千円 316,104	千円 5,358	千円 5,262

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、平成26年4月1日現在の人数である。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

※ 平成27年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べて1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

該当なし

(4) 給与改定の状況（※人事委員会を設置していないため、省略）

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
27年度	円 -	円 -	円 (- %)	% -	% -	% 0.36

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給（期末・勤勉手当）

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
27年度	月 -	月 -	月 -	月 -	月 -	月 4.20

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容

(給料表の改定実施時期) 平成28年4月1日
 (内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。1級(全号級)及び2級の初任給に係る号級は引き下げず、3級以上の級の高位号級は50歳台後半層における官民の格差を考慮して最大4%程度引き下げる。
 なお、激変緩和のため、3年間(平成31年3月31日まで)の経過期間(現給保障)を実施。また、他の給与表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

実施内容

(支給割合) 制度なし
(実施時期) 熊本県内は地域手当の支給地域がなく、本町においても地域手当に相当する手当はない。

③その他の見直し内容

特になし

(6)特記事項

・特になし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況

(平成27年4月1日現在)

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
津奈木町	39.3歳	287,388円	331,413円	309,211円
熊本県	43.4歳	341,818円	404,738円	368,496円
国	43.5歳	334,283円	408,996円	— 円
類似団体	42.0歳	310,369円	364,104円	339,712円

② 技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
津奈木町	* 歳	1人	* 円	* 円	* 円	-	-	-	-
運転手	* 歳	1人	* 円	* 円	* 円	*	*	*	*
熊本県	51.0歳	282人	336,784円	371,608円	352,476円	-	-	-	-
国	50.2歳	2,994人	289,141円	328,318円	- 円	-	-	-	-
類似団体	50.8歳	4人	303,696円	328,292円	317,840円	-	-	-	-

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
津奈木町	*	-	-
運転手	*	*	*

※個人情報保護の観点から、対象となる職員が1人の場合はアスタリスク(*)表記。

※民間データは賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成23年～平成25年の3ヶ年)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間に置いては前年に支給された年間賞与の額

(注) 1 「平均給料月額」とは平成27年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、比較のため国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況 (平成27年4月1日現在)

区分		津奈木町	熊本県	国
一般行政職	大学卒	176,700円	181,324円	174,200円
	高校卒	144,600円	146,924円	142,100円
技能労務職	高校卒	142,000円	149,432円	—
	中学卒	— 円	133,100円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (平成27年4月1日現在)

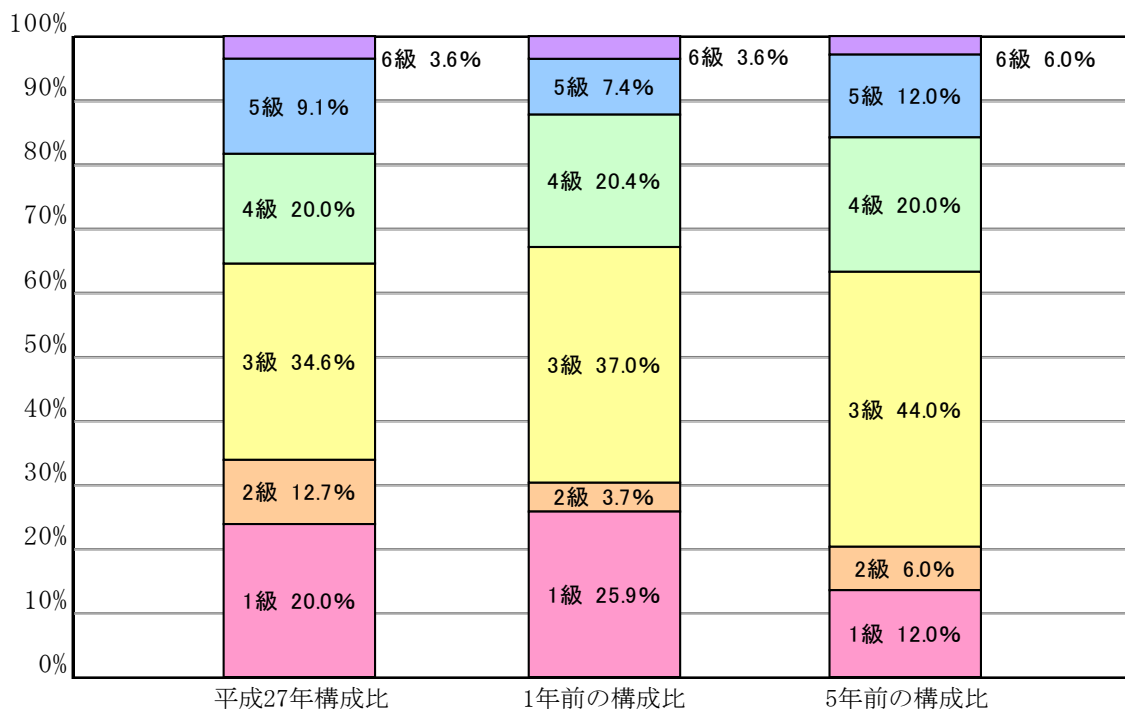
区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	該当者なし	該当者なし	該当者なし	該当者なし
	高校卒	209,700円	323,600円	332,600円	379,100円
技能労務職	高校卒	該当者なし	該当者なし	該当者なし	該当者なし
	中学卒	該当者なし	該当者なし	該当者なし	該当者なし

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成27年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事、技師	11人	20.0%	140,100円	246,100円
2級	主事、技師	7人	12.7%	190,200円	309,100円
3級	参事	19人	34.6%	227,100円	355,800円
4級	課長補佐、主幹（班長）	11人	20.0%	265,100円	389,400円
5級	課長、局長（審議員）	5人	9.1%	291,900円	401,700円
6級	総務課長、総括審議員	2人	3.6%	323,300円	423,700円

- (注) 1 津奈木町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



- (注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。（旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合）

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

- 勤務成績の評定の実施状況
 地方公務員法第40条の規定に基づき、全職員に対して能力及び業績に基づく人事評価を実施している。
- 昇給への勤務成績の反映状況
 人事評価に基づき、昇給を決定している。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

津奈木町	熊本県	国
1人当たり平均支給額(平成26年度) 1,311千円	1人当たり平均支給額(平成26年度) 1,644千円	—
(平成26年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.50月分 (1.45)月分 (0.70)月分	(平成26年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.50月分 (1.45)月分 (0.70)月分	(平成26年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.50月分 (1.45)月分 (0.70)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への勤務成績の反映状況 (一般行政職)

1 勤務成績の評定の実施状況 地方公務員法第40条の規定に基づき、全職員に対して能力・業績に基づく人事評価を実施している。
2 勤勉手当への勤務成績の反映状況 人事評価に基づき、昇給を決定している。

(2) 退職手当 (平成27年4月1日現在)

津奈木町	国
(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 20.445月分 25.55625月分 勤続25年 29.145月分 34.5825月分 勤続35年 41.325月分 49.59月分 最高限度額 49.59月分 49.59月分 その他の加算措置 定年前早期退職措置(2～45%加算) 退職時特別昇給(実施なし)	(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 20.445月分 25.55625月分 勤続25年 29.145月分 34.5825月分 勤続35年 41.325月分 49.59月分 最高限度額 49.59月分 49.59月分 その他の加算措置 定年前早期退職措置(2～45%加算)
1人当たり平均支給額 * 千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成26年度に退職した職員が1名であったため、個人情報保護の観点からアスタリスク(*)表記とする。

(3) 地域手当（平成27年4月1日現在）（※制度なし）

支給実績（平成26年度決算）			千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成26年度決算）			円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
地域手当補正後ラスパイレス指数 （ラスパイレス指数）			— (—)

（注） 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

（補正前のラスパイレス指数×（1＋当該団体の地域手当支給率）／（1＋国の指定基準に基づく地域手当支給率）により算出。）

(4) 特殊勤務手当（平成27年4月1日現在）（※支給実績なし）

支給実績（平成26年度決算）		千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（平成26年度決算）		円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成26年度）		%		
手当の種類（手当数）				
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （平成26年度決算）	左記職員に対する 支給単価
感染症防疫作業手当	—	—	0千円	日額 100円以上1,000円以内

(5) 時間外勤務手当

支給実績（平成26年度決算）	6,912千円
職員1人当たり平均支給年額（平成26年度決算）	133千円
支給実績（平成25年度決算）	7,107千円
職員1人当たり平均支給年額（平成25年度決算）	121千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（平成26年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（平成27年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 （平成26年度決算）	支給職員1人当たり 平均支給年額 （平成26年度決算）
扶養手当	扶養人数に応じて支給	同	無	10,363千円	272,697円
住居手当	借家等に応じて支給	同	無	3,084千円	237,231円
通勤手当	交通手段と距離に応じて支給	同	無	2,042千円	52,356円
管理職手当	政策審議員、課長、審議員に支給	同	無	4,104千円	513,000円

5 特別職の報酬等の状況（平成27年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	町 長	730,000円	(参考) 類似団体における最高/最低額 870,000円 / 363,000円
	副 町 長	554,000円	
報 酬	議 長	306,000円	364,000円 / 220,000円
	副 議 長	252,000円	285,000円 / 168,100円
	議 員	230,000円	263,000円 / 135,800円
期 末 手 当	町 長	(平成27年度支給割合) 2.90月分 15/100加算	
	副 町 長	(平成27年度支給割合) 2.90月分 15/100加算	
退 職 手 当	町 長	(算定方式) 在職年数方式	(1期の手当額) 14,600千円
	副 町 長	在職年数方式	6,427千円
			(支給時期) 退職時

(注) 1 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

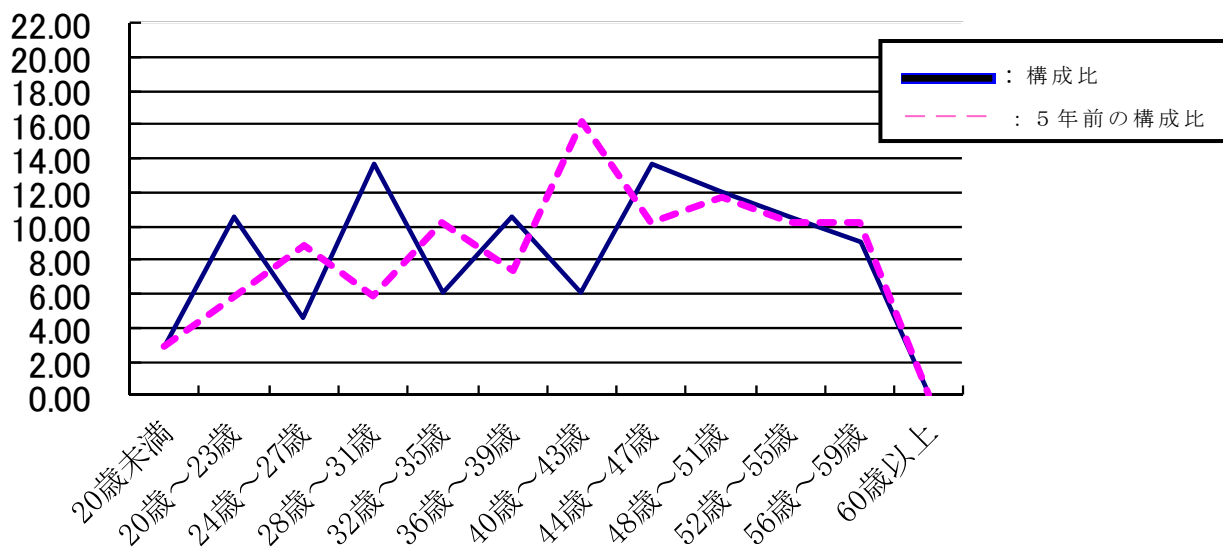
(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対 前 年 数 増 減	主 な 増 減 理 由
		平成26年	平成27年		
普 通 会 社	議 会 総 務 税 務 民 生 衛 生 農 林 水 産 商 工 土 木 計	1	1	1	総務事務の見直しによる増
		17	18		
		4	4		
		7	7		
		5	5		
8		8			
1		1			
6	6	1	<参考> 人口1万人当たり職員数 91.10人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 102.43人)		
部 門	教育部門	10	10		
	消防部門	—	—	—	
	小 計	59	60	1	<参考> 人口1万人当たり職員数 107.08人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 124.69人)
公 営 会 社 企 業 部 門	水 道	1	1		
	そ の 他	5	5		
	小 計	6	6		
合 計		65	66	1	<参考> 人口1万人当たり職員数 119.33人
		[75]	[75]	[—]	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成27年4月1日現在）



区 分	20歳 未 満	20歳 } 23歳	24歳 } 27歳	28歳 } 31歳	32歳 } 35歳	36歳 } 39歳	40歳 } 43歳	44歳 } 47歳	48歳 } 51歳	52歳 } 55歳	56歳 } 59歳	60歳 以上	計
職員数	2人	7人	3人	9人	4人	7人	4人	9人	8人	7人	6人	0人	66人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	年 度	22年	23年	24年	25年	26年	27年	過去5年間の増減数(率)
一般行政		48	48	49	50	49	50	2(104.2%)
教育		15	14	13	11	10	10	△5(66.7%)
消防		—	—	—	—	—	—	—(—%)
普通会計計		63	62	62	61	59	60	△3(95.2%)
公営企業等会計計		6	6	5	5	6	6	—(—%)
総合計		69	68	67	66	65	66	△3(95.6%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

(平成26年度は対象となる職員が1名であったため、個人情報保護の観点からアスタリスク(*)表記)

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成25年度の総費用に 占める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
26年度	218,888	14,657	*	*	*

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 平成25年度 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
26年度	1	*	*	*	*	*	*

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、平成27年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

特になし。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(平成27年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
津 奈 木 町	* 歳	* 千円	* 千円
団 体 平 均	41.8歳	301千円	346千円
事 業 者	44.9歳		517千円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

津 奈 木 町	津奈木町 (一般行政職)
1人当たり平均支給額(平成26年度) * 千円	1人当たり平均支給額(平成26年度) * 千円
(平成26年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.50月分	(平成26年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.50月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~15%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（平成27年4月1日現在）

津 奈 木 町			津奈木町（一般行政職）		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445月分	25.55625月分	勤続20年	20.445月分	25.55625月分
勤続25年	29.145月分	34.5825月分	勤続25年	29.145月分	34.5825月分
勤続35年	41.325月分	49.59月分	勤続35年	41.325月分	49.59月分
最高限度額	49.59月分	49.59月分	最高限度額	49.59月分	49.59月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職者特例（2～45%加算）			定年前早期退職者特例（2～45%加算）		
退職時特別昇給 制度なし			退職時特別昇給 制度なし		
1人当たり平均支給額			1人当たり平均支給額		
— 千円 — 千円			— 千円 * 千円		

（注）退職手当の1人当たり平均支給額のうち、（－）は、支給対象者なし。

ウ 地域手当（平成27年4月1日現在）（※制度なし）

支給実績（平成26年度決算）		— 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成26年度決算）		— 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
—	— %	— 人	— %

エ 特殊勤務手当（平成27年4月1日現在）

支給実績（平成26年度決算）		— 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成26年度決算）		— 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成26年度）		— %	
手当の種類（手当数）			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （26年度決算）
感染症防疫 作業手当	—	—	— 千円
			左記職員に対する支給単価 日額 100円以上1,000円以内

オ 時間外勤務手当

支給実績（平成26年度決算）	* 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成26年度）	* 千円
支給実績（平成25年度決算）	* 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成25年度決算）	* 千円

（注）1 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（平成26年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（平成27年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異 動	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 （26年度決算）	支給職員1人当 り平均支給年額 （26年度決算）
扶養手当	扶養人数に応じて支給	同	—	* 千円	* 円
住居手当	借家等に応じて支給	同	—	* 千円	* 円
通勤手当	交通手段と距離に応じて支給	同	—	* 千円	* 円
管理職手当	政策審議員、課長、審議員に支給	同	—	* 千円	* 円